平成２３年（フ）第１４１号
茨城県土浦市下高津２丁目１番５―103号
県営ひばりアパート
債務者　吉成　博治
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１００号
茨城県坂東市矢作3004番地10
債務者　見神　秀樹
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１２２号
茨城県下妻市江1662番地１
債務者　永田　浩之
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１２３号
茨城県坂東市中里996番地６
債務者　野口　健志
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１２７号
茨城県猿島郡境町大字伏木871番地１
債務者　中久喜淑子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１２８号
茨城県古河市上辺見1124番地１　オークヴィレッジⅠ―Ａ棟202号室
債務者　諏訪　文江
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第６０号
富山県氷見市鞍川1486番地２、旧住所富山県氷見市丸の内12番７号
債務者　三國　義敬
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第６１号
富山県砺波市太郎丸３丁目114番地　Ｔ・ビレッジ306号室、旧住所石川県金沢市黒田１丁目300番地８
債務者　河原　由佳（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第６６号
富山県砺波市鹿島204番地３
債務者　嶋　　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第７１号
富山県高岡市蓮花寺654番地　蓮花寺市営住宅Ｄ棟404号
債務者　谷　　寿保
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１５４号
金沢市黒田１丁目28番地１
債務者　清水　康彦
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６２号
石川県河北郡内灘町字向陽台２丁目29番地セジュール向陽・101号、従前の住所大阪府高槻市芝生町２丁目35番地30―1004号
債務者　幸山喜代子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７５号
金沢市泉本町２―35―１、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字アカシア１丁目40番地駒形方
債務者　小宮山ゆう子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
長野県松本市並柳１丁目７番５号
債務者　小出　孝美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１２０号
兵庫県高砂市米田町米田257番地の２
債務者　高崎　香織（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７４号
兵庫県姫路市勝原区熊見380番地
債務者　播磨板金こと　小林　省吾
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９０号
兵庫県加古川市加古川町河原109番地の１辻文化荘３号
債務者　池添　　緑
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部